

障害のある方への配慮マニュアル

～障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領～

平成28年3月31日

青森県教育委員会

第1 趣旨

この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、青森県教育委員会事務局及び青森県教育委員会の所管に属する教育機関の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

1 法が定める障害を理由とする差別の禁止

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（地方公共団体等職員対応要領）

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（中略）を定めるよう努めるものとする。（以下略）

《留意事項》

- (1) 障害を理由とする差別には、第7条第1項「不当な差別的取扱い」（作為によるもの）及び第2項「必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の不提供」（不作為によるもの）の2種類がある。
- (2) 本要領では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）及び同法に基づく「障害者差別禁止指針」「合理的配慮指針」（平成27年3月）等により対応することとなる雇用の分野（事業主としての立場での対応）については、対象外とする。

第2 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

職員は、その事務又は事業を行うに当たり、以下の基本的な考え方を踏まえて、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害してはならない。また、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供を適切に行うものとする。

1 障害者

法が対象とする障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

《留意事項》

対象となる障害者は、障害者手帳の所持者に限られない。また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。

2 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。

《留意事項》

(1) 不当な差別的取扱いは、正当な理由なく、事務又は事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者と比較して、障害者を不利に扱うことである。したがって、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

(2) 「正当な理由」の判断の視点

ア 当該取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は正当な理由に相当する。正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

イ 正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び県教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

■不当な差別的取扱いの例

- 例1) 障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
- 例2) 障害があることを理由に対応の順序を劣後させる。
- 例3) 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 例4) 障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 例5) 身体障害者補助犬を同伴していることを理由に施設への入場を拒む。

例6) 事務又は事業の遂行上、特に必要でないにも関わらず、障害があることを理由に、来庁・来校の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにも関わらず、付添い者の同行を拒んだりする。

例7) 障害があることを理由に社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスの利用をさせない。

(主に学校に関するもの)

例8) 入学者選抜等への出願の受理、受検、入学、授業等の受講、実習等校外教育活動、入寮、式典・行事参加等について、障害があることを理由にこれらを拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。

例9) 試験等において、合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。

■不当な差別的取扱いに当たらない例

例1) 障害者を優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)

例2) 合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い

例3) 合理的配慮の提供等に必要範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認する。

(主に学校に関するもの)

例4) 障害のある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合並びに特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成する。

3 合理的配慮の基本的な考え方

合理的配慮とは、事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組である。合理的配慮は、「社会モデル」の考え方を踏まえたものである。

■社会モデルとは

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害だけでなく、むしろ障害があることが考慮されずに作られた社会の仕組みや社会的な障壁に原因があるとする考え方。

従来、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、個人の病気や外傷等(機能障害)に原因があると考えられた(医学モデル)。このため、障害者への対応は、この制限の原因となる機能障害を治療やリハビリ等によって軽減させることが必要であるとし、専門の福祉施設などに保護して必要な治療やリハビリ等を受けさせることに重点が置かれてきた。

一方で、このような施策は、障害者を地域社会から排除する社会環境の形成につながり、その結果、様々な社会の仕組みが障害者の存在を考慮しないで作られるようになったとの指摘がある。

今日では、障害者を地域社会から排除せず、共生する社会(「ソーシャル・インクルージョン」(誰をも排除しない社会))を目指すことが社会福祉の基本理念になっており、国連総会における「障害者の権利に関する条約」の採択によって社会モデルの考え方が国際ルールとなり、障害者基本法にもこの考え方が取り入れられた。

《留意事項》

(1) 合理的配慮の提供に当たっては、

ア 事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られるものであること

イ 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること

ウ 事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する。

- (2) 障害の特性や具体的場面・状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高く、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。
- (3) 提供する合理的配慮の内容については、代替措置も含め相手方との建設的対話による相互理解を図り、合理的配慮の提供義務を果たせるようにすることが必要である。
- (4) 「意思の表明」には、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの手段がある。障害者本人のほか、障害者の家族、介助者等の補佐による意思の表明を含む。
- (5) 「過重な負担」の判断の視点

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

ア 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的・内容・機能を損なうか否か）

イ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

ウ 費用・負担の程度

エ 事務又は事業規模

オ 財政・財務状況

■合理的配慮の提供（代替措置を含む。）の例

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面・状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであるが、具体例としては次のようなものがある。なお、記載した具体例は過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

○物理的環境への配慮の具体例

例1) 建物に入るに当たり車いすを使用する人から配慮を求められた場合、スロープの設置場所まで案内する。

又は建物入口の段差を解消する携帯スロープを設置する。

代替措置の例：携帯スロープを用意できない場合、人力で持ち上げる。

例2) 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡す。図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝える。

例3) 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

例4) 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場や教室の座席位置を扉付近にする。

例5) 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、障害者に事情を説明し、対応窓口の近くや教室内に長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。

例6) 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

例7) 災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害者に対し、災害時に関係事業者の管理する施設の職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・館内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりする。

(主に学校に関するもの)

例8) 図書室やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の児童生徒等と同様に利用できるように改善する。

例9) 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。

○意思疎通の配慮の具体例

例1) 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をする等の意思疎通に配慮する。

代替措置の例：手話通訳の手配が困難な場合、筆談や身振りでの対応、図や表示物を使用しての説明が可能か検討する。

例2) 会議資料等について、点字、拡大文字などの形式が異なる資料を使用する際は、ページ番号等の違いに配慮した説明を行う。

例3) 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際は、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。

例4) 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カードやメモを活用して意思を確認する。

例5) 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。

例6) 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。

例7) 知的障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、くり返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどにより理解を求める。

例8) 県民を対象とする県教育委員会主催行事に、希望に応じて手話通訳者及び要約筆記者を配置する。

(主に学校に関するもの)

例9) 入学者選抜等や定期試験、又は授業での注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達する。

○ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

例1) 順番を待つことが苦手な障害者に対し、障害の特性を説明するなどにより周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。

例2) 立って列に並んで順番を待っている場合に、障害の特性を説明するなどにより周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

例3) 板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保する。

例4) 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

例5) 庁舎や校舎の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁・来校が多数見込まれる場合、通常障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。

例6) 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。

例7) 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、会議出席者である障害者の委員を援助する者の同席を認める。

(主に学校に関するもの)

・授業関係

例8) 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料等を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡す。

例9) 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のリスニングの際に、音質・音量を調整する。

例10) 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意する。

例11) 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車いすの使用を許可したりする。

例 12) 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。

例 13) 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫する。

・学習評価関係

例 14) 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等の ICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりする。

例 15) 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。

・入試・学校生活全般

例 16) 入学者選抜等において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受検、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可する。

例 17) 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。

例 18) 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりする。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりする。

4 環境の整備

法第 5 条では、社会的障壁を除去するための合理的な配慮を行うため、施設設備等の環境の整備に努めると規定している。合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、例えば建物入口にスロープを整備する、一定規模の行事において手話通訳者等を配置するなどの環境整備についても考慮し、中長期的なコストの削減・効率化につなげるよう検討する。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

5 県有施設等を事業者へ委託する場合

県有施設の管理運営や県の事務事業を事業者へ委託する場合、提供される合理的配慮の内容が県教育委員会と大きく異なることにより障害者が不利益を受けることのないよう留意する必要がある。このため、例えば、委託の条件に国の定めるガイドライン（差別を解消するための措置に関する対応指針）を踏まえた不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供を盛り込むなど、必要な措置を講ずるものとする。

第3 理解促進のための研修

職員が障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するためには、法の趣旨、社会的障壁の除去の必要性、障害やその状態に応じた配慮等に関する理解を深めることが必要である。

このため県教育委員会では、障害を理由とする差別の解消の推進を図るための研修・啓発を行うものとする。また、各所属においては、職員に障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応するよう意識の啓発を図るものとする。

第4 障害を理由とする差別に関する相談体制の整備

職員が職務を遂行する中で行った障害を理由とする差別的取扱いに関して、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次のとおり相談体制を整備する。

ア 相談等の対応窓口

当該対応に係る所属の担当グループマネージャー（出先機関・教育機関にあつては担当課長等、県立学校にあつては教頭）

イ 各所属からの相談その他法全般に関する相談の対応窓口

- ・事務局…職員福利課
- ・高等学校、県立中学校…教職員課
- ・特別支援学校…学校教育課

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。